

長崎県社会保障推進協議会

発行責任者: 川尻瑠美

〒850-0056 長崎市恵美須町 2-3-2F 長崎県保険医協会気付

TEL 095-825-3829 / FAX 095-825-3893

Eメール nagasaki-hok@doc-net.or.jp

長崎県保険医協会が医療機関(医科・歯科)にアンケート



長崎県保険医協会(県内医師・歯科医師 1,910名)が、新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する緊急アンケートを会員に対して行いました。医科 898人・歯科 595人の開業医にアンケート送付し、それぞれ 365人・114人から回答がありました。※アンケート期間:2020年6月16日～30日

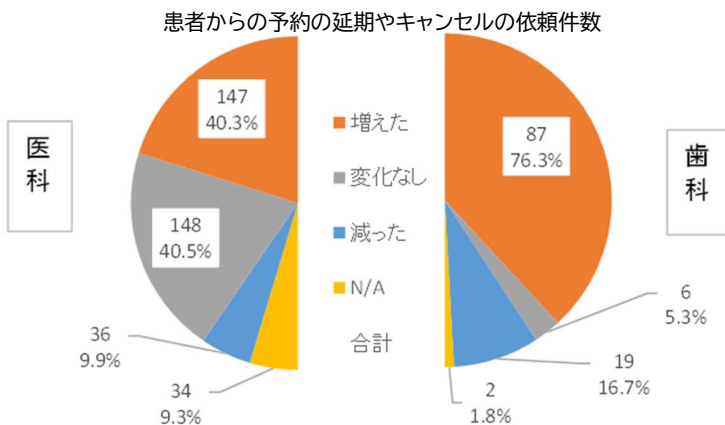
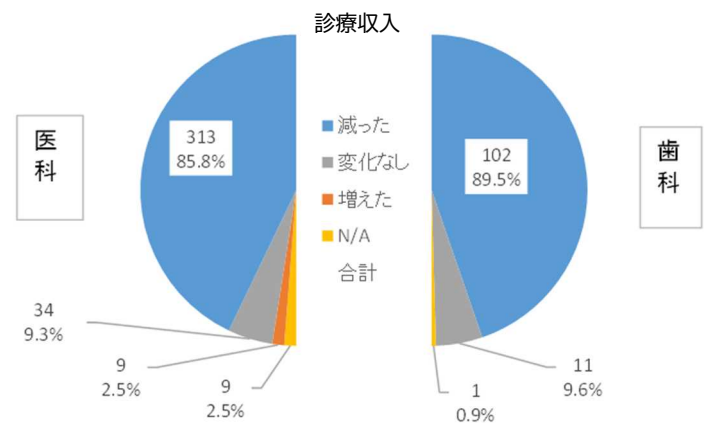
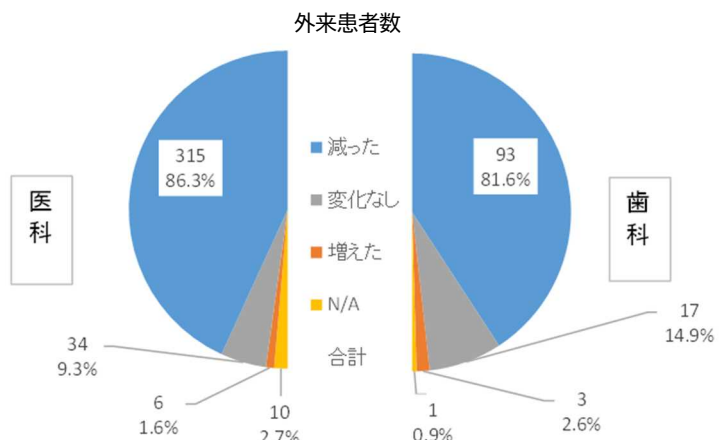
3月以降5月までの前年との比較では、外来患者数が減少したと回答した医療機関は、医科・歯科ともに8割を超え、歯科では89.5%とほとんどが減少しています。当然、診療収入も減少しており、ともに8割以上が「減った」と答えています。早い段階で厚労省が「慢性疾患を有する定期受診患者への電話再診による処方」を認めたため、医科では電話再診件数も増えました。検診も、医科・歯科ともに4割を超す医療機関が「減った」と答えています。

マスクやN95マスク、フェイスシールドや防護服などもこれまで以上に必要となり、手に入らないものは「手づくりした」という回答も複数ありました。また、受付にアクリル板やビニールシートを設置したり、発熱患者は別室で診療するなどのほか、椅子やスリッパ、手すりなどのこまめな消毒など、手間と費用のかかる対応を行わざるを得ない状況が多く、多くの医療機関で生まれています。

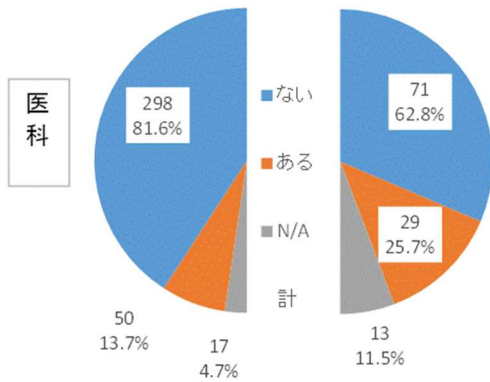
さらに感染の有無にかかわらず、**風評被害**が多く発生していることもわかりました。「病院に行ったらコロナに感染すると思われる」という回答も複数あり、実際に受診抑制につながっています。「閉鎖しているとのうわさがたった」「感染対策を行っただけで感染者が出たのではないかとされた」「手術のキャンセルがあった」などに加え、



診療状況(今年3月～5月と前年3月～5月との比較)



新型コロナウイルスに関連した「風評被害」

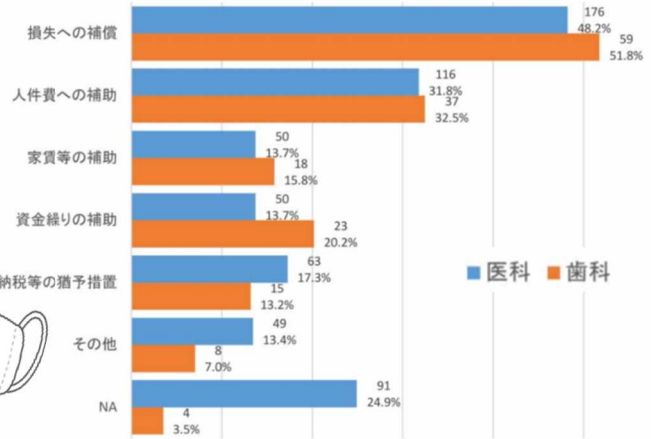


「白衣からうつると思われる」という回答もありました。歯科では、予約の延期やキャンセルの依頼があったということも 7 割を超え、この背景には早い段階で「歯科医療は新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高い」という誤った報道がありました。無断キャンセルも多いとの声もありました。

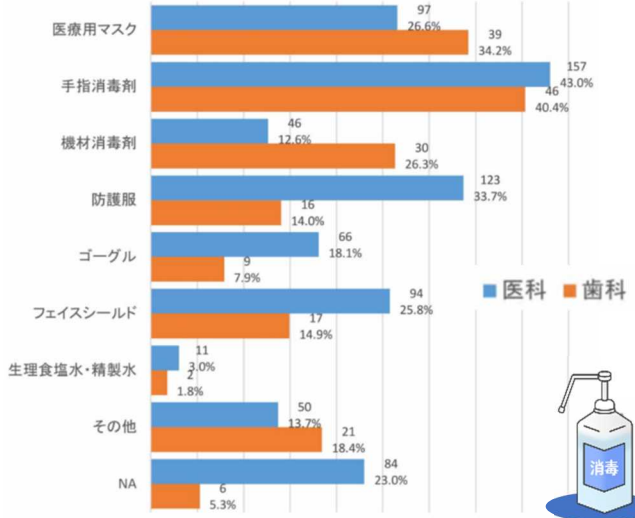
行政への要望については、収入減への対応を希望する回答が多く、感染対策へかかった費用への援助を希望する声もありました。感染リスクの高い中で勤務しているスタッフへの危険手当、給付金を求める声も多くきかれました。また、新しい感染症であるため、厚労省の発表する情報も毎日のように更新されており、その情報がまとめられていないことで、情報不足を指摘する声もありました。

衛生材料については、マスクなどは比較的充足はしてきましたが、アルコール手指消毒剤はまだ不足しています。損失補填に加え、衛生材料や感染対策の費用への財政支援は待ったなしの状況です。

国・自治体に創設・拡充を希望する支援策(複数回答可)



現在不足している医薬品や衛生用品等をお教え下さい(複数回答可)



長崎県保険医協会は、7月16日に県庁で記者発表を行いました。アンケートの詳細な結果は、保険医協会ホームページでご覧になれます。



QR コードはこちら



県下の21自治体に新型コロナウイルス感染症への対応状況をアンケート

<長崎民医連>

※アンケート期間:7月6日~17日

21自治体のうち、回答があった自治体は18自治体です。国民健康保険料(税)や介護保険料の減免などこの間、自治体の対応が求められましたが、すべての自治体で条例策定などは対応されていました。2月に「国保資格証明書を保険証として扱う」という厚労省の事務連絡があり(新型コロナウイルス感染症に限る)、それにとどまらず「短期保険証の発行を」と個別に長崎市などへ要望してきましたが、短期保険証の発行にはつながりませんでした。しかし18自治体のうち、小値賀町、西海市の2自治体は短期保険証への切り替えを「実施済み」、波佐見町が「今後実施予定」との回答でした。また、国民健康保険被保険者に対する傷病手当金の支給(新型コロナウイルス感染症に限る)の範囲は、厚労省の通達では、対象が「被用者」となっていますが、自治体独自の条例で「被用者・専従者」に拡充をした自治体が14自治体ありました。中でも波佐見町は「被用者・専従者・事業主」まで拡充しているという回答でした。

被用者: 事業主に雇われている人
 専従者: 事業主と生計を一にしている家族従業員
 事業主: 自営業、フリーランスなど個人で事業を行なう人